第5号議案

勤勉手当の支給割合について

(案)

常勤の役員に対する勤勉手当の支給条件等については、役員給与規程第9条の規定に基づき、理事会の議決により、役員に対する勤勉手当の支給に関する規程が定められ、また、理事長の具体的な半年毎の支給割合については、同規程第2条第1項の規定に基づき、その都度、理事会において決定している。

役員に対する勤勉手当の支給に関する規程第2条第1項及び附則(2019年12月4日)第2条第2項の規定に基づき、別紙1及び別紙2のとおり、同規程第1条で定める基準日(2019年12月1日)に在職する理事長に対し支給する勤勉手当の支給割合を決定する。

【添付資料】

別紙1:理事長の勤勉手当支給に係る人事評価の運用について

別紙2:勤勉手当の支給に係る人事評価記録書(理事長用)

※別紙1及び別紙2は、情報管理規程第4条の規定に基づき、外部秘(非公表)とする。

以上